（別記様式第１号）

計画作成年度	令和７年度
計画主体	富山県黒部市

黒部市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名　黒部市産業振興部農林整備課
所　　在　　地　富山県黒部市三日市1301番地
電　話　番　号　０７６５－５４－２６０４
ＦＡＸ番号　０７６５－５４－２６０７
メールアドレス　nourinseibi@city.kurobe.toyama.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ハクビシン、タヌキ サギ類、ツキノワグマ、ニホンジカ、
計画期間	令和８年度～令和10年度
対象地域	富山県黒部市

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和７年度(令和８年１月末時点)）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、豆類	32万円、0.36ha
ニホンザル	水稲、豆類、そば、 果樹	21万円、0.30ha
カラス	果樹	7万円、0.02ha
ハクビシン タヌキ	果樹	2万円、0.01ha
サギ類	―	―
ツキノワグマ	―	―
ニホンジカ	―	―

（２）被害の傾向

① イノシシ

近年では、中山間地域における水稲被害は減少傾向にはあるものの、未だ出穂期から収穫期にかけての“ぬたうち”や“掘り起こし”による農作物被害の他、畦畔や農業用水等の生産基盤への被害も発生している。

また対策を継続していかなければ、個体数の増加、生息域の拡大が進み、山間地から離れた地域での人身被害や農作物被害も懸念される。

（被害額：令和５年度 79万円、令和６年度 60万円、令和７年度 32万円(R8年1月末時点)）

② ニホンザル

侵入防止柵の整備を進めてきているが、隣接する樹木から張り出した枝や林道などの開口部等から侵入されている部分もあり、農作物の被害報告のほか家庭菜園被害も度々報告されている。

また出没頻度が増加してきており、住民や鳥獣被害対策実施隊員による追い払い・追い上げ活動が行き届かないこともあり、ヒト慣れがすすみ、家屋への侵入、食べ物の窃盗、威嚇行為等被害も報告されている。

（被害額：令和５年度 32万円、令和６年度 8万円、令和７年度 21万円(R8年1月末時点)）

③ カラス

水稲や果樹、家庭菜園への被害が見られる。市街地をねぐらとしており、周辺では多数のカラスによる糞害や騒音被害が深刻である。

（被害額：令和５年度 46万円、令和６年度 23万円、令和７年度 7万円(R8年1月末時点)）

④ ハクビシン、タヌキ

これまでの家庭菜園への被害に加え果樹への被害が確認されている。

人家の屋根裏をねぐらとすることもあり、騒音や異臭被害を発生させる。

（被害額：令和５年度 14万円、令和６年度 4万円、令和７年度 2万円(R8年1月末時点)）

⑤ サギ類

アユなどの放流魚への食害のほか、田植え後の水稲苗の踏み込み被害も発生している。

（被害額：令和５年度 0万円、令和６年度 0万円、令和７年度 0万円(R8年1月末時点)）

⑥ ツキノワグマ

近年、農作物被害は発生していないが、集落周辺に出没するケースは少なくない。特にツキノワグマが主食とする堅果類が凶作である年は、人家周辺への出没回数が増える傾向にある。令和７年度には緊急銃猟制度が開始され、今後も迅速で的確な対応が求められる。

（出没件数：令和５年度 22件、令和６年度 21件、令和７年度 63件(R8年1月末時点)）

⑦ ニホンジカ

個体数は増加し、生息域が拡大している。現在、被害報告はないが、対策を継続していかなければ、今後、農作物被害や林業被害が懸念される。

（被害額：令和５年度 0万円、令和６年度 0万円、令和７年度 0万円(R8年1月末時点)）

（３）被害の軽減目標（現状値はいずれも令和８年１月末時点）

① イノシシ

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	32万円	29万円
被害面積	0.36ha	0.32ha

② ニホンザル

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	21万円	19万円
被害面積	0.30ha	0.27ha

③ カラス

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	7万円	6万円
被害面積	0.02ha	0.02ha

④ ハクビシン、タヌキ

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	2万円	2万円
被害面積	0.01ha	0.01ha

⑤ サギ類

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	0万円	0万円
被害面積	0ha	0ha

⑥ ツキノワグマ

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和10年度）
人身被害件数	0件	0件
被害金額	0万円	0万円
被害面積	0ha	0ha

⑦ ニホンジカ

指標	現状値（令和７年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	0万円	0万円
被害面積	0ha	0ha

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣被害対策実施隊が銃器及びわなによる有害捕獲を実施。 ・担い手不足に備え、狩猟免許の取得・更新を支援している。 ・イノシシ捕獲檻、ニホンザル捕獲檻、タヌキ等の小型捕獲檻、カラス捕獲檻等を整備し、運用している。 ・捕獲鳥獣は、原則的に新川地区獣肉生産組合に搬入し、ジビエ利用もしくは焼却処分としている。	・わなの数量と捕獲技術向上、新規隊員への技術指導が必要。 ・近い将来、猟友会員の大量引退により、銃器を扱える担い手の激減が予想されることから、狩猟免許の取得推進及び担い手育成が必要である。 ・獣肉加工施設を整備し、稼働したことに伴い、今後はジビエの普及と利活用を推進していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	・被害発生集落における侵入防止柵の整備（鳥獣被害防止総合対策交付金等）。 ・家庭菜園等への侵入防止柵設置資材費補助（市単独。個人に対し1/2補助）。 ・爆竹やロケット花火の無償配布やエアガンの貸出を実施し、住民自らによる追い払い活動を支援（市単独）	・侵入防止柵の整備や管理方法の不備が原因とみられる侵入事例があり、技術指導や現地点検等の強化が求められる。 ・ニホンザルに対する爆竹やロケット花火による追い払い効果が薄れている。また、ニホンザルの行動が大胆になってきている。 ・個別に電気柵を整備している地域があることから、効率的に電気柵が整備されるよう地域一体となった取り組みを推進する必要がある。恒久柵の設置後は、管理通路を設けるなど管理の徹底を図る必要がある。
生息環境管理その他の取組	・里山再生整備事業やカウベルト事業等の緩衝帯整備。 ・黒部市広報媒体や印刷物配布による放任果樹の除去等の呼びかけ。	・草刈りなどの緩衝帯整備において、定期的な点検を実施するなど、管理の徹底を図る必要がある。

（５）今後の取組方針

黒部市有害鳥獣対策協議会を活動主体として、地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組んでいくことを基本方針とし、

・目標年度における被害の軽減目標を、現状値（令和７年度（令和８年１月末時点））に対して10%相当の減少値とし、被害金額は56万円以下、被害面積は0.62ha以下を目指す。
・サギ類、ニホンジカに関しては、現在は被害額としてはほとんどないが、今後の生息数増加に伴う被害を防止するため、被害ゼロを目標とする。
・ツキノワグマに関しては、人身被害の発生を現状値（令和７年度（令和８年１月末時点））の0件であり、目標年度まで毎年0件を目指す。
・被害が新たに発生した地区については、侵入防止柵の整備を促進し、被害の減少と野生鳥獣の生息域拡大防止に努める。
・侵入防止柵整備済集落については、野生鳥獣の侵入を可能な限り防ぐため、研修や広報媒体等により適切な侵入防止柵の管理方法を徹底させる。
・各地区の狩猟免許取得者を有害捕獲の担い手として育成していく。
・猟友会員とわな猟免許を取得した農業者等の連携を図り、効率的な捕獲体制を構築する。
・ニホンザル対策として、被害防除方法を見直し、GPS等でニホンザルの群れの行動を把握し、加害レベルが高い群れに対しては、囲い罠による多頭捕獲を行ったうえで、爆竹や花火、エアガンの活用による組織的な追い払い・追い上げ、生息環境管理等を実施する。
・住民が主体となって自らが考え被害防止対策に取り組んでいくため、住民を対象とした研修会や説明会などを開催し、生息環境管理の必要性について、住民に理解を促し、意識改革を行っていく。
・ジビエの普及と利活用を推進していく。

以上の取組を推進していく。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

黒部市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行う。
実施隊員は77名、うち民間隊員71名（猟友会員47名、地区住民等24名）、市職員6名で構成する。（狩猟免許取得者は75名）

構成員の役割は原則次の通りとする。

・民間隊員（猟友会員）……わな又は銃猟（ハーフライフル銃を含む銃器）により広域的な捕獲を行う。
・民間隊員（農業者及び地区住民）……わなを用いて、専ら自らの集落や圃場で捕獲を行う。
・黒部市職員……民間隊員の捕獲の補助業務を行う。
（捕獲檻・わなの貸与等）

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
８	イノシシ ニホンザル カラス ハクビシン タヌキ サギ類 ニホンジカ	・捕獲檻購入 ・くくりわな購入 ・捕獲技術の向上に関する研修
９	イノシシ ニホンザル カラス ハクビシン タヌキ サギ類 ニホンジカ	・捕獲檻購入 ・くくりわな購入 ・捕獲技術の向上に関する研修
10	イノシシ ニホンザル カラス ハクビシン タヌキ サギ類 ニホンジカ	・捕獲檻購入 ・くくりわな購入 ・捕獲技術の向上に関する研修

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ 「富山県イノシシ管理計画」に基づき、中山間地域を中心に積極的な捕獲を推進する。捕獲計画数は、近年の捕獲実績から今後の個体数増加を見越して設定する。 捕獲実績：令和５年度 127頭、令和６年度 216頭、令和７年度 183頭 （令和8年1月末時点） ② ニホンザル 「富山県ニホンザル管理計画」で設定される捕獲目標数に基づいて生息群ごとに計画的な捕獲を行う。 捕獲実績：令和５年度 83頭、令和６年度 69頭、令和７年度 118頭 （令和8年1月末時点） ③ カラス 過去の捕獲実績数より捕獲計画数を設定したが、糞害や騒音被害の報告が多く寄せられることから、銃器使用により捕獲の強化を行う。 捕獲実績：令和５年度 37羽、令和６年度 188羽、令和７年度 253羽 （令和8年1月末時点） ④ ハクビシン、タヌキ 近年、果樹への被害も多く確認されていることから、捕獲実績ベースの捕獲計画数とし、適切に捕獲を行う。 捕獲実績：令和５年度 29頭、令和６年度 49頭、令和７年度 42頭 （令和8年1月末時点） ⑤ サギ類 一部の漁業関係被害や田植え後の踏み込みなど、被害額としてはほとんどないが、生息数の増加に伴う被害拡大につながりかねないため、捕獲実績ベースの捕獲計画数とし、適切に捕獲を行う。 捕獲実績：令和５年度 0羽、令和６年度 0羽、令和７年度 116羽 （令和8年1月末時点） ⑥ ツキノワグマ 人身被害が避けられない場合に緊急的な捕獲をするか、奥山放獣を想定したわな捕獲を行うものとし、捕獲数は、「富山県ツキノワグマ管理計画」で設定された捕獲可能数を超えない範囲とする。 捕獲実績：令和５年度 0頭、令和６年度 0頭、令和７年度 7頭 （令和8年1月末時点） ⑦ ニホンジカ 今後、市内における個体数増加と被害の発生が予想され、「富山県ニホンジカ管理計画」に基づき、捕獲の強化を行う。捕獲計画数は、今後の個体数増加を見越して設定する。 捕獲実績：令和５年度 62頭、令和６年度 73頭、令和７年度 74頭 （令和8年1月末時点）

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和10年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	「富山県ニホンザル管理計画」による	「富山県ニホンザル管理計画」による	「富山県ニホンザル管理計画」による
カラス	500羽	500羽	500羽
ハクビシン タヌキ	50頭	50頭	50頭
サギ類	150羽	150羽	150羽
ツキノワグマ	「富山県ツキノワグマ管理計画」による	「富山県ツキノワグマ管理計画」による	「富山県ツキノワグマ管理計画」による
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭

捕獲等の取組内容
銃器（ライフル銃、ハーフライフル銃、散弾銃、空気銃）及びわな（箱わな、くくりわな）を使用し、野生鳥獣の活動が活発になる春から秋にかけて、被害が発生する中山間地域を中心に捕獲する。上表記載の鳥獣については、年間を通じて有害捕獲を行うが、ニホンザルは、「富山県ニホンザル管理計画」で設定された捕獲目標数に基づいて捕獲を実施する。また、ツキノワグマは「富山県ツキノワグマ管理計画」で設定された捕獲上限数を超えない範囲で捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が出没した場合に、散弾銃では命中しても致命傷に至らない場合や、散弾銃では射程距離が届かない場合に、ライフル銃及びハーフライフル銃を使用する必要がある。ライフル銃及びハーフライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。 (1) 捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ等の大型獣であること。 (2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。 (3) 人身被害発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃及びハーフライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保できない場合であること。 (4) 地理的条件等からライフル銃及びハーフライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。 (5) その他、ライフル銃及びハーフライフル銃の使用について警察などの了承が得られた場合であること。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和10年度
イノシシ	電気柵2段 L=5,000m	電気柵2段 L=5,000m	電気柵2段 L=5,000m
ニホンザル （イノシシ兼用）	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 ＋電気柵5段 L=5,000m	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 ＋電気柵5段 L=5,000m	ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵 ＋電気柵5段 L=5,000m

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
ｲﾉｼｼ ﾆﾎﾝｻﾞﾙ ﾆﾎﾝｼﾞｶ	・侵入防止柵の整備及び管理を適切に行うための指導。 ・住民自らによる追い払い活動支援。	・侵入防止柵の整備及び管理を適切に行うための指導。 ・住民自らによる追い払い活動支援。	・侵入防止柵の整備及び管理を適切に行うための指導。 ・住民自らによる追い払い活動支援。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
８	・ｲﾉｼｼ　・ﾀﾇｷ ・ﾆﾎﾝｻﾞﾙ　・ｻｷﾞ類 ・ｶﾗｽ　・ﾆﾎﾝｼﾞｶ ・ﾊｸﾋﾞｼﾝ　・ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ	・緩衝帯整備 （里山再生整備事業、カウベルト事業等） ・放任果樹等の除去呼びかけ ・その他被害対策の周知活動
９	・ｲﾉｼｼ　・ﾀﾇｷ ・ﾆﾎﾝｻﾞﾙ　・ｻｷﾞ類 ・ｶﾗｽ　・ﾆﾎﾝｼﾞｶ ・ﾊｸﾋﾞｼﾝ　・ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ	・緩衝帯整備 （里山再生整備事業、カウベルト事業等） ・放任果樹等の除去呼びかけ ・その他被害対策の周知活動
10	・ｲﾉｼｼ　・ﾀﾇｷ ・ﾆﾎﾝｻﾞﾙ　・ｻｷﾞ類 ・ｶﾗｽ　・ﾆﾎﾝｼﾞｶ ・ﾊｸﾋﾞｼﾝ　・ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ	・緩衝帯整備 （里山再生整備事業、カウベルト事業等） ・放任果樹等の除去呼びかけ ・その他被害対策の周知活動

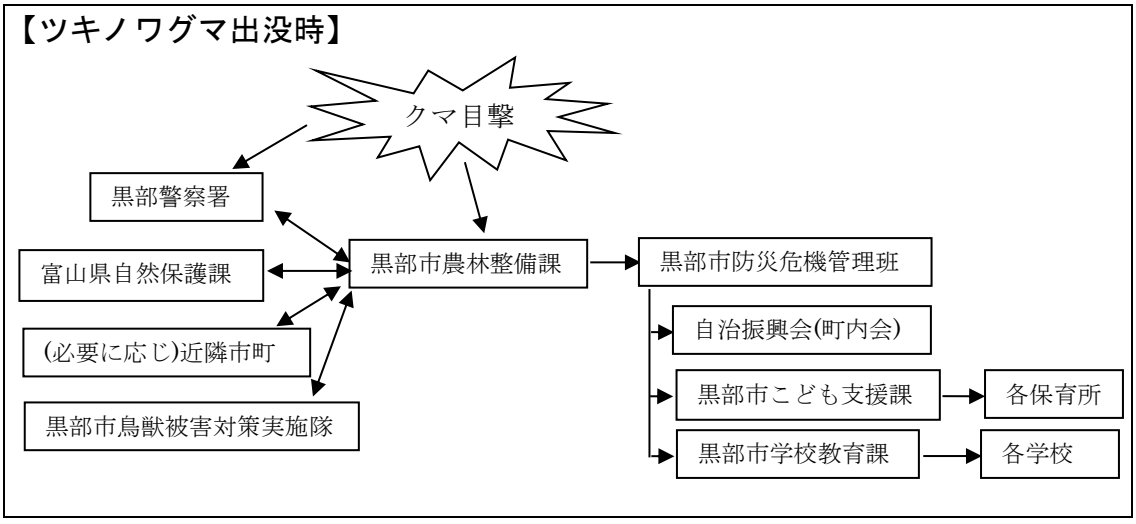
６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
黒部市鳥獣被害対策実施隊	緊急時又は緊急事態が想定される状況下でのパトロール及び捕獲。住民の避難誘導。住民への注意喚起。関係機関との連絡及び調整。
富山県黒部警察署	緊急時又は緊急事態が想定される状況下でのパトロール及び住民の避難誘導。警職法の適用が必要な場合における判断および捕獲実施者への命令。
富山県自然保護課	緊急捕獲等の許可、関係機関への情報提供。
自治振興会(町内会)	周辺住民への注意喚起及び連絡業務。
黒部市防災危機管理班	防災行政無線等による周知。庁内関係課（学校教育課、こども支援課等）、自治振興会への連絡。
黒部市学校教育課	市内の各学校への注意喚起。
黒部市こども支援課	市内の各保育所への注意喚起。
黒部市農林整備課	緊急時又は緊急事態が想定される状況下での住民の避難誘導。住民への注意喚起。関係機関との連絡及び調整。報道対応。（実施隊のバックアップ）

（２）緊急時の連絡体制

【ツキノワグマ出没時】



７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・ニホンジカは、獣肉加工施設への搬入又は自家消費とする。学術研究のため、ツキノワグマはサンプル採取を行い、ニホンザルは発信機の設置を行う。その他の鳥獣や残渣については、焼却または埋設処分とする。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

<table>
<tr><td>食品</td><td>被害防止計画対象地域内で捕獲した鳥獣について、食肉等利用する頭数の増加を図る。
＜捕獲した鳥獣の現在の利用状況と目標＞
<table>
<tr><td></td><td>R5 年度</td><td>R6 年度</td><td>R7 年度</td><td>R8 年度</td><td>R9 年度</td><td>R10 年度</td></tr>
<tr><td>イノシシ</td><td>1　頭</td><td>79　頭</td><td>71　頭</td><td>80　頭</td><td>80　頭</td><td>80　頭</td></tr>
<tr><td>シカ</td><td>0　頭</td><td>19　頭</td><td>23　頭</td><td>30　頭</td><td>30　頭</td><td>30　頭</td></tr>
</table>
※R7 年度の数値は R8 年 1 月末時点</td></tr>
<tr><td>ペットフード</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>皮革</td><td rowspan="2">現状として利用予定はないが、活用方法の可能性を検証していく。</td></tr>
<tr><td>その他
（油脂、骨製品、製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）</td></tr>
</table>

（２）処理加工施設の取組

捕獲者が自家消費しない個体について、捕獲者からの搬入もしくは施設職員が捕獲現場まで引き取りに行き、ジビエとしての有効活用を進めていく。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

各処理加工施設において、処理加工技術の継承や衛生管理の知識等について、計画的な人材育成に取り組んでいく。

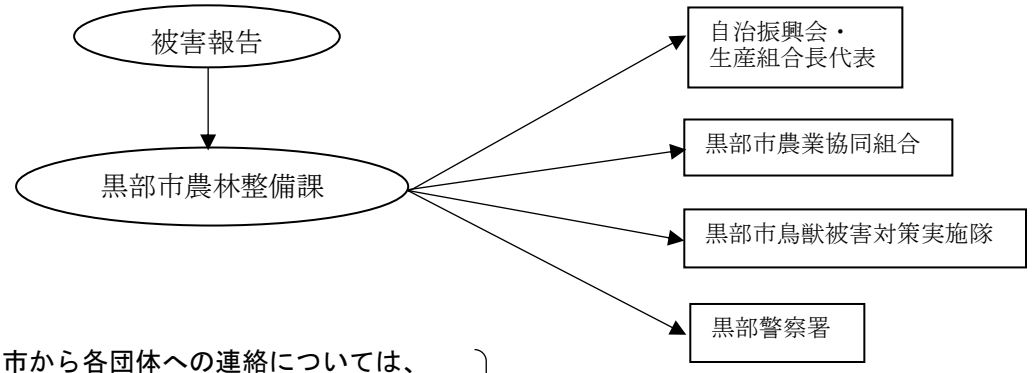
９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	黒部市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
自治振興会	各地区での鳥獣害対策に係る情報の周知。 被害状況の把握及び情報提供。
生産組合長代表	各地区での鳥獣害対策に係る情報の周知。 被害状況の把握及び情報提供。
富山県新川農林振興センター企画振興課	鳥獣害対策全般についての指導。
富山県黒部警察署生活安全課	住民への注意喚起。銃砲等猟具使用における監督。
黒部市鳥獣被害対策実施隊（猟友会、地域住民、市職員）	被害防止施策のための実践的な活動全般。 鳥獣の出没傾向や対策についての情報提供。
黒部市農業協同組合	農作物被害状況の把握及び被害防止対策の指導等。
新川地域農業共済組合	農作物被害状況の把握及び農作物被害補償の共済保険。
ＮＰＯ法人新川地区獣肉生産組合	ジビエの普及と利活用を図り、有害鳥獣を食肉として加工し、PR・販売を行う。
mutty’s株式会社	ジビエの普及と利活用を図り、有害鳥獣を食肉として加工し、PR・販売を行う。
黒部市農業水産課	農作物被害状況の把握等。
黒部市農林整備課	協議会事務局。 上記構成機関の連絡・調整。

連絡体制

【イノシシ、ニホンザル等による農作物被害等発生時】



（※市から各団体への連絡については、
状況等を判断し、適宜行うこととする。）

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富山県農村振興課	市への鳥獣被害防止総合対策事業の指導・支援、農作物被害の取りまとめ等。
富山県自然保護課	市への各種技術や情報等の提供、被害防除対策の支援、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携等。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に実施隊を設立し、令和７年度は民間隊員71名（猟友会員47名、地区住民等24名）、市職員6名、合計77名（うち狩猟免許取得者数75名）で構成。令和８年度以降も、後継者育成の観点から毎年5名以上の新規隊員の加入を目指し、市内の被害防止対策として、有害捕獲の実施、被害防止施策の普及啓発等に取り組んでいく。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項